## (仮称) 多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業の届出概要について (法第5条第1項 新設)

- 1 届 出 者 多賀城駅北開発株式会社
- 2 届出年月日 平成27年7月13日
- 3 店舗の名称 (仮称) 多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業
- 4 店舗設置者 多賀城駅北開発株式会社
- 5 店舗所在地 多賀城市中央二丁目地内(多賀城駅周辺土地区画整理事業第15街区)
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品	
カルチュア・コンビニエンス・クラ ブ株式会社	1, 777 m²	住・生活関連品、書籍、雑誌	
株式会社ソウ・ツー・プラス	1 6 0 m²	弁当・総菜、食品、雑貨、雑誌	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 平成28年3月14日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 46 台(指針による必要台数: 44台)
- (2) 駐 輪 場 の 収 容 台 数 55 台(指針による参考台数: 55台)
- (3) 荷さばき施設の面積 64.00㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 20.52 m (指針による必要容量:9.06 m)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 【カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社】

午前9時から午前0時

【株式会社ソウ・ツー・プラス】

2 4 時間

- (2) 駐車場の利用時間帯 24時間
- (3) 駐車場の出入口の数 3箇所
- (4) 荷 さ ば き 実 施 時 間 帯 ①24時間 ②午前6時から午後10時まで
- 10 事務手続き等
  - ・公 告 年 月 日 平成27年7月22日
  - ・縦 覧 期 間 公告の日から平成27年11月24日まで(公告の日から4か

月間)

説 明 元 会 • 地 平成27年 8月18日 · 大規模小売店舗立地専門委員会 平成27年12月21日 平成27年11月24日(公告の日から4か月以内) ・市町村等からの意見書提出期限 ・県の意見の通知期限 平成28年 3月13日 (届出の日から8か月以内)

## 住民説明会の実施状況

開催日時	平成27年8月18日 (火) 午後7時00分から午後8時00分まで	
開催場所	多賀城市市民活動サポートセンター	
	多賀城市中央二丁目 2 5 番 3 号	
出席人数	14人	

質問事項	回答内容
交通について 周辺見取図及び来退店経路図の交差点G (八幡交差点)からの来店経路 は設定しないのか。	交差点Gは退店経路にのみ設定しております。理由は、左折入庫及び左折出庫が可能な誘導経路を確保するためです。また、経路の設定を行う際には、宮城県警察本部及び所轄警察と協議を行いました。  →県の意見は不要

## 多賀城市の意見について

意見内容	設定者の回答内容	
意見内容  ■経音について 対象施設については、北側及び西側の住宅地に隣接して荷さばき施設及びその搬入車両出入口があることから、早朝・深夜の荷さばき作業時に発生する騒音源(搬入車両の不必要なアイドリング、車両後進ブザー、台車段差越え、作業従事者の大声等)については、静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼす恐	早朝・深夜の荷さばきについては、静穏な作業の実施に十分注意を行い、近隣の生活環境に配慮した店舗運営を行うよう努めてまいります。	
現に対して人きな影響を及はりおれがあることから、十分な配慮をすること。 また、空調機室外機等の設備機器については、低騒音型の導入はもちろんのこと、必要最低限の運転の実施及び定期備機器の経年劣化にうたがに設備機器の経年劣化にう十分配慮すること。 なお、出店計画概要書に記載されている、騒音の発生による周辺地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項を、確実に実行すること。	また、空調機室外機等の設備機器については、低 騒音型の機器を導入し、必要最低限の運転の実施 を心がけ、定期的なメンテナンスの実施並びに設 備機器の経年劣化による騒音レベルの変化が無い よう十分に配慮致します。 なお、出店計画概要書に記載されている、騒音の 発生による周辺地域の生活環境の悪化の防止のた めに配慮すべき事項について、確実に実行いたし ます。 →県の意見は不要	

上記に加えて、24時間営業のコンビニエンスストアについても、上記の配慮事項と同様とするが、特に深夜営業の来店客のマナーに対する苦情が寄せられることが多いことから、店舗側においては誠意をもって柔軟な対応をすること。

コンビニエンスストアにおいて深夜営業の来店客の マナーに対する苦情があった場合には、店舗側に おいても誠意をもって柔軟な対応を行います。

#### →指針の対象外

騒音の予測・評価については、周辺生活環境に与える影響は軽微であると予測されているが、騒音は感覚公害とも言われ、個人差があることから原因行為が規制法令に違反していないことが明らかとなっても、周辺住民から苦情等が発生した場合には、誠意をもって柔軟な対応をすること。

周辺住民の方から騒音に関する苦情等が発生した場合には、原因を明らかにし、可能な限り対応させていただきます。

#### →県の意見は不要

### ■廃棄物について

廃棄物等の保管及び処理について。大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年2月1日経済産業省告示16号)を遵守し、出店計画概要書のとおり廃棄物の適正な保管及び処理を行うこと。

廃棄物等の保管及び処理について。大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を遵守し、出店計画概要書のとおり廃棄物の適正な保管及び処理を実施いたします。

### →県の意見は不要

廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮について。廃棄物の減量に努めるとともに資源物等のリサイクルルートを独自に構築し、資源物等をリサイクルするよう配慮すること。

廃棄物の減量に努めるとともに、資源物等のリサイクル計画を構築し、資源物等のリサイクルについて配慮いたします。

#### →県の意見は不要

その他設置者としての廃棄 物等に関連する対応方策物に ので、周辺住民から廃棄物の 悪臭や散乱等による苦情等 発生しないよう十分配慮し 苦情等が発生した場合には 意をもって柔軟な対応をする こと。

周辺住民から廃棄物の悪臭や散乱等による苦情等が発生しないよう十分配慮し、万が一、苦情等が発生した場合には可能な限り対応させていただきます。

### →県の意見は不要

### 地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

# 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届	ı	出	者	多賀城駅北開発株式会社	
届	出 4	年 月	日	平成27年7月13日	
店	舗	名	称	(仮称)多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業	
所	7	在	地	多賀城市中央二丁目地内	
市	町村	の意	:見	あり	なし
地:	域住民	と等の i	意 見	あり	なし
県の意見案					
交	通	関	係	あり	なし
騒	音	関	係	あり	なし
廃	棄!	物関	係	あり	なし
そ	(	の	他	_	
意		見	案	県の意見はなし	
附	帯	意 見	案	なし	